

# 産業用マルチローター及び散布装置登録管理基準

制 定 平成28年 4月 7日 28農航発第144号  
改 正 令和 2年 2月25日 2農航発第 45号

## 1. 目的

この基準は、「産業用無人航空機運用要領」（令和元年9月5日付け元農航発第560号）以下「運用要領」という。）に基づき、産業用マルチローター及び散布装置（以下「マルチローター等」という。）の登録に関して必要な事項を定めることにより、マルチローター等所有者及びマルチローター等の管理を明確にすることを目的とする。

## 2. 登録の区分

マルチローター等の所有者は、次の区分によりマルチローター等の登録を行うものとする。

### (1) 新規登録

新規にマルチローター等を購入したとき。

### (2) 変更登録

マルチローター等の所有者又は使用者の住所（市町村合併等による住居表示の変更を含む。）又は名称が変更となったとき（所有権の移転を伴う場合を除く。）。

### (3) 移転登録

登録済みのマルチローター等が、売買、譲渡等により所有権が移転されたとき。

### (4) 抹消登録

#### ①永久抹消登録

a) マルチローター等を大破、滅失等して廃棄するとき。

b) 協会の認定整備事業所において、定時点検を受けなくなったとき。

#### ②一時抹消登録

マルチローター等の登録を抹消して保管等するとき。

### (5) 再登録

一時抹消したマルチローター等を再び農林水産業の諸作業に利用するとき。

## 3. 登録の申請

(1) 登録の申請は、マルチローター等の所有者が、認定整備事業所を経由して、産業用マルチローター及び散布装置登録申請書（様式M1、以下「登録申請書」という。）を協会長に提出することによって行う。

(2) 認定整備事業所は、マルチローター等の所有者より依頼のあった登録申請書を月ごとに集計して協会長に提出するものとする。

## 4. 登録証明書の交付

(1) 協会長は、登録申請書を受理したときは、産業用マルチローター登録証明書（様式M3、以下「登録証明書」という。）を登録申請書が提出された認定整備事業所を経由して、マルチローター等の所有者に交付するものとする。

(2) 登録を申請した者に登録証明書が交付されるまでの間は、申請書の控えとして申請者に渡される「産業用マルチローター及び散布装置登録申請書（登録申請証明書）」（様式M2）は、登録証明書とみなす。

5. 2 (1) により新規登録した産業用マルチローターは、機体の見やすい箇所に登録記号を表示するものとする。登録記号の表示に関する細目は別途定める。

## 6. マルチローター定期点検実施記録の取り扱い

(1) 協会長は、マルチローター等の所有者に登録証明書を交付する際、マルチローター定期点検実施記録（以下「定期点検実施記録」という。）を交付するものとする。（新規登録時は、登録証明書と定期点検実施記録は一体となった様式で交付される。）

(2) マルチローター等の所有者は、マルチローター等について運用要領第5条に規定する定期点検を実施するときは、定期点検実施記録を認定整備事業所に提出し、定期点検終了後、認定整備事業所より、「定期点検済票（B票）」の貼付を受けるものとする。

注： 認定整備事業所における「定期点検済票（A票）」及び「定期点検済票（B票）」の取り扱いについては産業用マルチローター及び散布装置性能確認基準に定める。

(3) 変更登録、移転登録及び一時抹消登録の際の取り扱い

① マルチローター等の所有者は、変更登録申請、移転登録申請及び一時抹消登録申請をするときは、登録証明書と定期点検実施記録を切り離し、登録証明書のみを登録申請書に添付して認定整備事業所に提出するものとする。認定整備事業所は、登録証明書が添付された登録申請書を協会長に提出するものとする

② 協会長は、変更登録申請又は移転登録申請に基づき、新たな登録証明書を発行するときは、定期点検実施記録の付随しない登録証明書のみを認定整備事業所を経由して当該マルチローター等の所有者に交付するものとする。

③ マルチローター等の所有者は、新たに受領した登録証明書と、切り離し保管していた定期点検実施記録と一緒に管理するものとする。

(4) 再登録の際の取り扱い

① マルチローター等の所有者は、一時抹消登録したマルチローター等を再登録申請する際は、認定整備事業所において、当該マルチローター等の定期点検を実施し、(3) ①により切り離された定期点検実施記録に「定期点検済票（B票）」の貼付を受けるものとする。

② 協会長は、再登録申請に基づき、新たな登録証明書を発行するときは、定期点検実施記録の付随しない登録証明書のみを認定整備事業所を経由して、当該マルチローター等の所有者に交付するものとする。

③ マルチローター等の所有者は、新たに受領した登録証明書と、切り離し保管していた定期点検実施記録と一緒に管理するものとする。

7. リース会社等よりレンタルするマルチローター等に対する特例登録証明書は、当該マルチローターと一対で管理されることが望ましい。従って、リース会社等が所有者として登録されるマルチローター等については、リース会社等よりレンタルする者（以下「レンタル者」という。）が登録証明書を管理するものとする。

そのほか、本基準各項の適用に当たっては、「所有者」を「レンタル者」と読替えて運用することができるものとする。

## 8. 登録証明書の再交付

(1) マルチローター等の所有者は、登録証明書を滅失又は汚損したときは、すみやかに認定整備事業所を経由して、登録申請書（再交付の申請）を協会長に提出するものとする。

(2) 協会長は、再交付の申請を受理したときは、認定整備事業所を経由して、登録証明書を当該マルチローター等の所有者に交付するものとする。

## 9. 登録証明書の返還

マルチローター等の所有者は、永久抹消登録申請をするときは当該機の登録証明書を協会長に返還しなければならない。

10. 散布装置のみの登録

新規製造の散布装置のみを所有した者は、3の規定を準用し当該散布装置について新規登録をするものとする。但し、登録証明書に係る本基準は適用しない。（登録証明書は発行しない。）

11. 附 則

この基準は、令和2年2月25日より施行するものとする。

様式 M1 (基準3の(1))

一般社団法人		農林水産航空協会長 殿		申請書記入日		年	月	日
産業用マルチローター及び散布装置登録申請書								
登録記号	JRM 0							
登録区分	<input type="checkbox"/> 新規登録	<input type="checkbox"/> 再登録	<input type="checkbox"/> 移 転	<input type="checkbox"/> 一時抹消	<input type="checkbox"/> 永久抹消	<input type="checkbox"/> 所有者住所等変更	<input type="checkbox"/> 使用者住所等変更	
	<input type="checkbox"/> 登録証明書再交付							
登録内容	型 式	製造番号	使用者区分			一時抹消の場合		
登録機体			<input type="checkbox"/> JA (農業協同組合)	<input type="checkbox"/> 保管者氏名	印			
			<input type="checkbox"/> NOSAI (農業共済組合)	<input type="checkbox"/> 保管者住所				
液剤散布装置			<input type="checkbox"/> 営農集団、防除利用組合等	<input type="checkbox"/> 保管者TEL				
			<input type="checkbox"/> 防除請負業者	永久抹消の理由				
粒剤散布装置			<input type="checkbox"/> 行 政	<input type="checkbox"/> 大破、滅失等による廃棄				
			<input type="checkbox"/> 会社組織 (株) (有) など	<input type="checkbox"/> 一時抹消からの廃棄				
_____ 装置			<input type="checkbox"/> 個 人	<input type="checkbox"/> 定期点検を受けない／ 使用不可のため廃棄				
			<input type="checkbox"/> その他 ( )					
損害保険等加入状況	保険会社名 :							
所有者:名義				旧所有者:名義				
〒 _____ 印				〒 _____ 印				
TEL、Email _____				TEL、Email _____				
住所 :				住所 :				
使用者:名義				旧使用者:名義				
〒 _____ 印				〒 _____ 印				
TEL、Email _____				TEL、Email _____				
住所 :				住所 :				
様式裏面の確約書に同意し、上記内容について申請します。				認定整備事業所名 :				
				代 表 者 _____ 印				
				4				
				① 農水協申請用				

# 確約書

産業用マルチローター及び散布装置（以下「マルチローター等」という。）の所有者及び使用者は、これらの運用に関して以下のとおり確約する。

- I 所有者又は使用者 所有者又は使用者とは、登録申請書に記載の名義人を指すものとする。
- II 利用目的 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針（平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知及びその後の改正）に基づく農薬等の散布を目的とする。
- III 保管責任
  - 1)所有者及び使用者は、マルチローター等の機体と送信機（プロポ）を各々別の施錠できる場所にて保管し盗難防止に努めることとする。
  - 2)万一マルチローター等が盗難に遭った時は、警察及び認定整備事業所に届けることとする。
- IV 登録申請等
  - 1)所有者は、（一社）農林水産航空協会へすみやかに新規登録申請を行うものとする。
  - 2)所有者は、マルチローター等を第三者に譲渡又は貸与する場合、関係法令に従うとともに、IIの利用目的の使用のみに譲渡又は貸与することとする。なお、この場合、遅滞なく（一社）農林水産航空協会へ移転登録申請又は変更登録申請を行うものとする。
  - 3)所有者は、マルチローター等を一時抹消登録後、飛行可能な機体として一定期間保管した後再度使用する場合は、（一社）農林水産航空協会へ再登録申請を行うものとする。
  - 4)所有者は、マルチローター等を廃棄する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守のうえ適正な処理を行い、（一社）農林水産航空協会へ永久抹消登録申請を行うものとする。

様式 M2 (基準4の(2))

一般社団法人		農林水産航空協会長 殿		申請書記入日		年	月	日
産業用マルチローター及び散布装置登録申請書 (登録申請証明書)								
登録記号	JRC 0							
登録区分	<input type="checkbox"/> 新規登録	<input type="checkbox"/> 再登録	<input type="checkbox"/> 移 転	<input type="checkbox"/> 一時抹消	<input type="checkbox"/> 永久抹消	<input type="checkbox"/> 所有者住所等変更	<input type="checkbox"/> 使用者住所等変更	
	<input type="checkbox"/> 登録証明書再交付							
登 録 内 容	型 式		製 造 番 号		使 用 者 区 分		一 時 抹 消 の 場 合	
登 録 機 体					<input type="checkbox"/> J A (農業協同組合)	<input type="checkbox"/> 保管者氏名	印	
					<input type="checkbox"/> NOSAI (農業共済組合)	<input type="checkbox"/> 保管者住所		
液剤散布装置					<input type="checkbox"/> 営農集団、防除利用組合等			
					<input type="checkbox"/> 防除請負業者			
粒剤散布装置					<input type="checkbox"/> 行 政	永 久 抹 消 の 理 由		
					<input type="checkbox"/> 会社組織 (株 (有) など)	<input type="checkbox"/> 大破、滅失等による廃棄		
_____ 装置					<input type="checkbox"/> 個 人	<input type="checkbox"/> 一時抹消からの廃棄		
					<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 定期点検を受けない／ 使用不可のため廃棄		
損害保険等加入状況	保険会社名 :		加入期日 :		年	月	日	
所有者:名義				旧所有者:名義				
〒 _____ TEL、Email _____ 印				〒 _____ TEL、Email _____ 印				
住所 :				住所 :				
使用者:名義				旧使用者:名義				
〒 _____ TEL、Email _____ 印				〒 _____ TEL、Email _____ 印				
住所 :				住所 :				
様式裏面の確約書に同意し、上記内容について申請します。				認定整備事業所名 : 代 表 者 _____ 印				
				② 所有者控				

## 確約書

産業用マルチローター及び散布装置（以下「マルチローター等」という。）の所有者及び使用者は、これらの運用に関して以下のとおり確約する。

- |     |          |   |
|-----|----------|---|
| I   | 所有者又は使用者 | 所有者又は使用者とは、登録申請書に記載の名義人を指すものとする。  |
| II  | 利用目的     | 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針（平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知及びその後の改正）に基づく農薬等の散布を目的とする。  |
| III | 保管責任     | 1)所有者及び使用者は、マルチローター等の機体と送信機（プロポ）を各々別の施錠できる場所にて保管し盗難防止に努めることとする。<br>2)万一マルチローター等が盗難に遭った時は、警察及び認定整備事業所に届けることとする。  |
| IV  | 登録申請等    | 1)所有者は、（一社）農林水産航空協会へすみやかに新規登録申請を行うものとする。<br>2)所有者は、マルチローター等を第三者に譲渡又は貸与する場合、関係法令に従うとともに、IIの利用目的の使用のみに譲渡又は貸与することとする。なお、この場合、遅滞なく（一社）農林水産航空協会へ移転登録申請又は変更登録申請を行うものとする。<br>3)所有者は、マルチローター等を一時抹消登録後、飛行可能な機体として一定期間保管した後再度使用する場合は、（一社）農林水産航空協会へ再登録申請を行うものとする。<br>4)所有者は、マルチローター等を廃棄する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守のうえ適正な処理を行い、（一社）農林水産航空協会へ永久抹消登録申請を行うものとする。 |

		登録記号	JRM 1 2 3 (例)
産業用マルチローター登録証明書			
マルチローター型式	〇〇〇 ABCDE (記入例)		
製造番号	1234567 (記入例)		
所有者氏名			
所有者住所			
初度登録年月日	年 月 日		
一般社団法人 農林水産航空協会			
発行年月日 年 月 日			

		登録記号	JRM 1 2 3 (例)	
マルチローター定期点検実施記録 (1)				
型式	〇〇〇 ABCDE (例)		製造番号	1234567 (記入例)
定期点検済票 (B票) 貼付欄 1	定期点検済票 (B票) 貼付欄 2	定期点検済票 (B票) 貼付欄 3	定期点検済票 (B票) 貼付欄 4	定期点検済票 (B票) 貼付欄 5
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名
定期点検済票 (B票) 貼付欄 6	定期点検済票 (B票) 貼付欄 7	定期点検済票 (B票) 貼付欄 8	定期点検済票 (B票) 貼付欄 9	定期点検済票 (B票) 貼付欄 10
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名
		8		



登録記号	JRM 123 (例)
------	-------------

マルチローター定期点検実施記録 (2)

型式	〇〇〇 ABCDE (例)		製造番号	1234567 (記入例)	
定期点検済票 (B 票) 添付欄 1 1	定期点検済票 (B 票) 添付欄 1 2	定期点検済票 (B 票) 添付欄 1 3	定期点検済票 (B 票) 添付欄 1 4	定期点検済票 (B 票) 添付欄 1 5	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名	認定整備事業所名

マルチローター所有者の方へ

- 1 マルチローターは 1 年に 1 回認定整備事業所において定期点検を受けてください。
- 2 マルチローターを定期点検に出す際は、登録証明書と定期点検実施記録と一緒に認定整備事業所へ提出してください。
- 3 定期点検終了後は、定期点検実施記録に「定期点検済票 (B 票)」が貼られていることを確認してください。
- 4 登録証明書の記載事項に変更が生じた場合は、定期点検実施記録を切り離して登録証明書を認定整備事業所へ提出して手続きを取ってください。定期点検実施記録は次の定期点検に必要となります大切に保管してください。
- 5 マルチローターの登録を一時抹消又は永久抹消する場合は、定期点検実施記録を切り離して登録証明書を認定整備事業所へ提出して手続きをとってください。